

県民生活部

11月は「いじめ撲滅 強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅 強調月間」とし、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

電話相談窓口

○よい子の電話教育相談 (24時間365日対応) 18歳以下の子ども専用(無料) #7300又は 0120-86-3192 保護者専用 048-556-0874 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム



以下のコードより

○ヤングテレホンコーナー (埼玉県警察少年サポートセンター) (月)土/祝日・年末年始を除く8時30分~17時15分 048-861-1152 ○子どもスマイルネット (毎日/祝日・年末年始を除く10時30分~18時)

048-822-7007 ○埼玉のちの電話 (24時間365日対応) 048-645-4343 ○さいたまチャイルドライン (毎日/年末年始を除く16時~21時) 0120-99-7777 ○埼玉県こころの電話 (精神保健やこころの悩みに関する相談) (月)金/祝日・年末年始を除く9時~17時 048-723-1447 ○子どもの人権110番 ※さいたま地方方法務局人権擁護課 (月)金/祝日・年末年始を除く8時30分~17時15分 0120-007-1110 問合せ 埼玉県県民生活部青少年課 048-830-5858

子育て支援課 11月は児童虐待防止 推進月間です

あなたの行動で救われる 子どもがいます

虐待は家庭内で起こるものであり、虐待している保護者も虐待されている子どもも、自ら助けを求められません。

皆さんの「気づき」と、連絡する「勇気」が子どもだけでなく、虐待をしている親も救うこととなります。相談・気づきの連絡先 ○児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちばやく) ○川越児童相談所 049-223-4152 ○子育て支援課 児童福祉担当 0493-62-0825 問合せ 子育て支援課 児童福祉担当 62-0825

水道メーターの交換にご協力をお願いします

水道メーターの交換にご協力をお願いします

皆さんのご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき、8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換していますので、ご協力をお願いします(交換費用はかかりません)。

メーターの交換作業に際しては事前に「水道メーターの交換のお知らせ」を郵便でお送りします。交換作業は、町が依頼している委託業者が行います(お知らせに記載されています)。交換作業実施に伴い一時的に

断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がありますので、透明度を確認した後ご使用をお願いします。ご不在の場合でも交換させていただきます。ご不明な点は、上下水道課へお問い合わせをお願いします。 問合せ 上下水道課 管理担当 62-0728

秋の全国火災予防運動のお知らせ

小川消防署 期間 11月9日(木)~11月15日(水) 防火ポスター展 期間中の7日間、火災予防をテーマに描いた小学4年生の作品をリリックおがわで展示します。 全国統一防火標語 「火の用心こころを形に習慣に」 問合せ 小川消防署 消防課 72-3565

農業委員会 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施します

調査の対象 町内のすべての農地 調査の期間 11月9日(木)~11月21日(火)

調査の方法

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員及び町農政担当職員が、実際に農地の現況を調査します。 調査の内容 ○利用状況(遊休農地)調査 対象農地は以下について判断します。 ①1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の農地の維持管理(草刈り、耕起等)状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地 ②農作物の栽培は行われているが、周辺の同種農地において通常行われている栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地 ※立ち入りについてご理解ください。なお、調査の際立ち会いは必要ありません。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。 ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 ②戦没者等の子 ③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹(要件により順番が入れ替わる可能性があります) ④前述の①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債 ○請求期限 平成30年4月2日まで

健康いきいき課 戦没者等のご遺族の皆様へ 第十回特別弔慰金の請求申請はお済みですか?

草津温泉 出発地 上尾、鶴巣、熊谷、川越、坂戸、東松山、沼川、小川、吉見、太田、前橋、高崎、富岡 【ちょっと贅沢な送迎プラン】 ☆2名からの2泊3日プラン カラマツ林に囲まれた静かな温泉リゾート ☎0279-88-3960 群馬県吾妻郡草津町草津464-523 URL http://www.kusatsu-gpp.com 草津グリーンパークパレス

フレンドシップハイムよしみ 八丁湖畔のホテルリゾート ☎0493-54-2030 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩602 URL http://www.friend-yoshimi.co.jp

研修・台宿・ビジネス 収容120名 和・洋室27 第1~6研修室 体育館 テニスコート フットサルコート グランドゴルフ場 大浴場 サウナ ミストサウナ 宴会場 大駐車場 圏央川島より15分 東松山駅より15分 鴻巣駅より15分 川越より30分 近隣市町村送迎可 / 宿泊3,860~ 夕食1,300~ 朝食700円

ファミリーサポートセンター サポート会員講習会を開催します

ファミリーサポートセンターとは...

『子育てを地域で総合援助するお手伝いをする組織です』

育児の援助を受けたい方(利用会員)と行いたい方(サポート会員)が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士が支え合います。例えば...

- 保育施設への送迎や時間外、放課後などに子どもを預ける(預かる)
• 保護者の病気やリフレッシュ、冠婚葬祭などの急用時に子どもを預ける(預かる)
• 病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時に預ける(預かる) など

現在、37名のサポート会員さんにご登録いただき、ご活躍いただいております。ぜひこの機会に、地域での子育て活動にご協力ください。

講習会日時

Table with 3 columns: 日程, 講習時間, 場所. 11月27日(月) 11月28日(火) 11月29日(水) 11月30日(木) 9時30分から16時30分 嵐山町役場3階303会議室

※資格(保育士・看護師など)をお持ちの方は免除出来る時間もありますのでお問い合わせ下さい。

- 持ち物 筆記用具
●申込み 11月22日(水)までに、電話又は窓口でお申込みください。
●問合せ 緊急サポート埼玉 ☎048-297-2903 子育て支援課 児童福祉担当 ☎62-0825

健康いきいき課 第3回「ココロをつなぐ芸術展」を開催します

比企地域の精神障害者の人たちが自己表現したアート展を開催します。 日時 12月15日(金) 17日(日) 9時~17時 場所 東秩父村和紙の里ホール1階(東秩父村御堂44-1) 費用 無料 主催 比企地域自立支援協議会(地域移行支援連絡会) ※自立支援協議会とは障害の有無にかかわらず、全ての住民がともに暮らすことのできる地域づくりを目的に比企地域の8市町村で共同設置された協議会です。 申込み・問合せ 比企生活支援センター ☎81-7145